

第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・
第3期清須市障害児福祉計画
【骨子案】

令和5年 10 月
清須市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の期間.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の対象者と用語の使い方.....	7
第2章 障がいのある人の現状と課題.....	8
1 障がいのある人等の概況.....	9
2 障がいのある人へのアンケート調査.....	16
3 関係団体・事業所ヒアリング.....	26
4 市民ワークショップ.....	30
第3章 基本方針と基本目標.....	36
1 基本理念.....	37
2 基本方針.....	37
3 基本目標.....	40
4 計画の体系.....	42
第4章 障害福祉施策の展開(第4期障害者計画).....	43
1 啓発・理解促進.....	44
第5章 障害福祉サービスの提供体制(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画).....	45
1 障害福祉計画の成果目標.....	46
2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	47
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	47
4 障害児福祉計画の成果目標.....	47
5 障害児支援事業の見込量と確保の方策.....	47
第6章 計画の推進体制.....	48
1 計画の推進にあたって.....	49
2 計画の推進体制の整備.....	49
3 計画の達成状況の点検・評価.....	49
資料編.....	50
1 計画策定の経緯.....	51
2 清須市保健福祉策定委員会設置要綱・名簿.....	51
3 パブリックコメントの結果.....	51
4用語解説.....	51

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

清須市(以下「本市」とする。)は、平成 30 年度に「第3期清須市障害者基本計画」を、令和2年度に「第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』に向け、障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んでいます。

近年の障害福祉の動向として、国では令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されました。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」では、障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなどの動きがみられます。このような中、令和5年3月に国の「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

以上のように、障害福祉施策をとりまく状況が変化する中で、「第3期清須市障害者基本計画」及び「第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画」(以下、「前期計画」という。)が令和5年度に計画期間が終了することから、前期計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、障害福祉事業に係るニーズの変化等に対応できるよう、新たに「第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

■障害福祉に関する動向(平成 30 年以降)

年	国の主な法律・制度等	概要
2018 (H30) 年	障害者基本計画(第4次)の策定	共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援。
	障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正	障がいのある人が望む地域生活への支援や障害支援のニーズの多様化への対応(自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設)。サービスの質の確保・向上に向けた環境整備。
	障害者文化芸術推進法の施行	障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進。地方公共団体に計画策定を努力義務化。
2019 (R1)年	読書バリアフリー法の施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍など視覚による表現の認識が困難な方が対象。視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進。
	障害者雇用促進法の一部改正	障がいのある人の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等。国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務化(「清須市障害者活躍推進計画」策定)。
2020 (R2)年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	共生社会の実現に向け、障がいのある人等を含む全ての人が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備。
2021 (R3)年	医療的ケア児支援法の施行	「医療的ケア児」を法律上で明確に定義し、日本の歴史上、初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化。
	障害者差別解消法の一部改正	事業者に対して社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮をすることを義務付けること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定。
2022 (R4)年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人等の希望する生活を実現するための措置。
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備。
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を推進。

2 計画策定の趣旨

「第4期清須市障害者計画」は障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定することができるため、本市においても、前期計画に引き続き一体のものとして策定します。

■根拠法令・計画の性格

	障害者計画(第4期)	障害福祉計画(第7期)	障害児福祉計画(第3期)
根 拠 法 令	障害者基本法 第 11 条第3項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための計画	障がい児通所・支援等の提供量と提供体制を確保するための計画

2 計画の期間

「第4期清須市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間、「第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

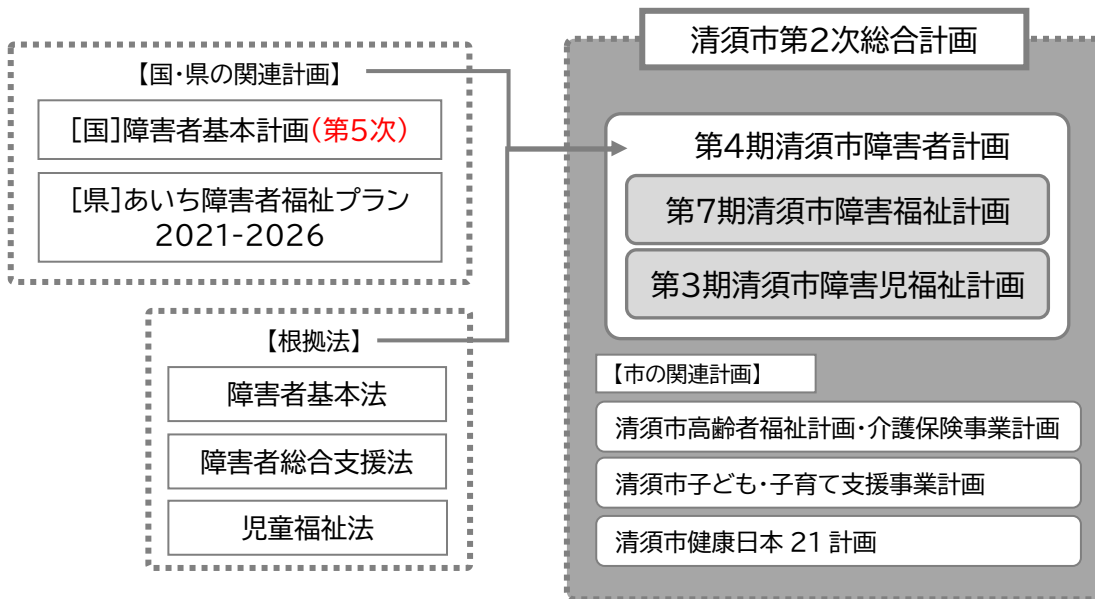
■計画の期間

R6	R7	R8	R9	R10	R11
第4期清須市障害者計画					
第7期清須市障害福祉計画 第3期清須市障害児福祉計画			第8期清須市障害福祉計画 第4期清須市障害児福祉計画		

3 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画(第5次)」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」等の内容と整合性を図りながら、「清須市第2次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置づけるとともに、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■本計画と他の計画の関係性



4 計画の策定体制

1 実態調査の実施

(1) アンケート調査の実施(基準日:令和5年8月1日)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者福祉金受給者(市独自)、障害福祉サービス等利用者の計 3,312 人を対象として、清須市の障害福祉を取り巻く環境、障害福祉サービス利用の現状と課題等を把握するため、郵送・WEB によるアンケート調査を実施しました。

(2) 関係団体ヒアリング

障がい者団体などを対象に、サービス利用上の課題や地域で生活していく上での課題等に関して、ヒアリングを行いました。

(3) 事業所ヒアリング

障害福祉サービスを提供している事業所などを対象に、障害福祉サービスの実態や課題を把握するために、ヒアリングを行いました。

(4) 市民ワークショップの実施

一般市民と当事者団体、ボランティア団体などを対象として、清須市の障害福祉を取り巻く環境の現状と課題を把握するためのワークショップを行いました。

2 清須市保健福祉計画策定委員会 障害者部会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療などの幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会」に『障害者部会』を設置し、協議しました。

3 パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、令和〇年〇月〇日から〇月〇日までパブリックコメントを実施しました。

5 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

なお、この計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区別の必要性がある場合などを除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、「障がい児」を「障がいのある児童」という表現で統一しています。また、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から「人や人の状態」を表す場合、「害」の字はひらがなで表記します。

■用語の使い方

用語	定義
障がい者	<ul style="list-style-type: none">○身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」○知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち 18 歳以上の方○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち 18 歳以上の方(発達障がいのある人を含みます。)○治療法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度であるものであって 18 歳以上の方
障がい児	<ul style="list-style-type: none">○児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」○身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がいのある児童を含みます。)

第 2 章

障がいのある人の現状と課題

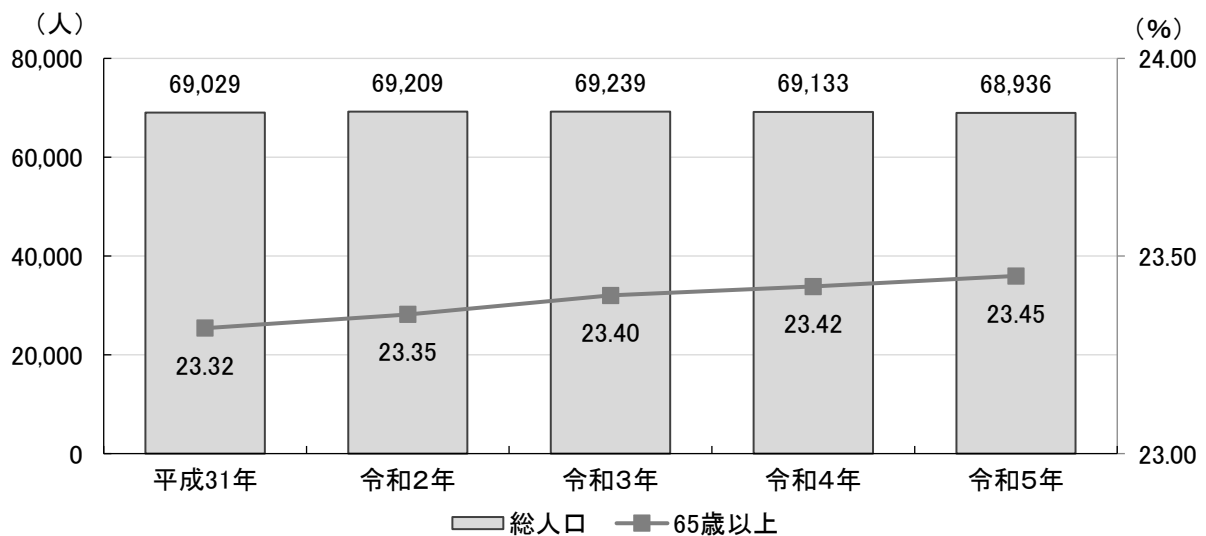
1

障がいのある人等の概況

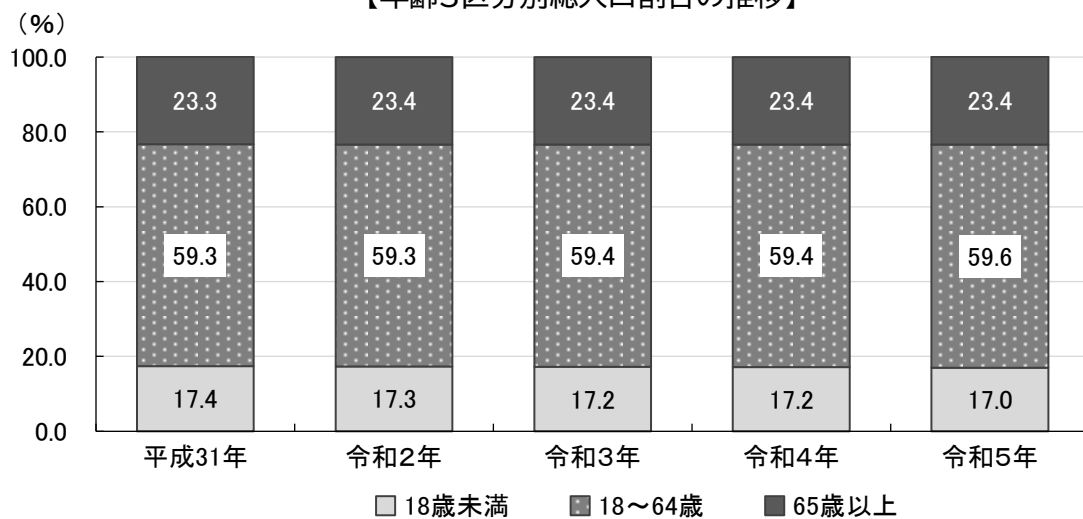
1 清須市の総人口の推移と推計

本市の令和5年4月1日時点の総人口は68,936人で、減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口割合をみると、18歳未満人口は少しずつ減少していますが、18～64歳人口、65歳以上人口の合計割合が少しずつ増加しています。

【清須市の人口と高齢化率の推移】



【年齢3区分別総人口割合の推移】



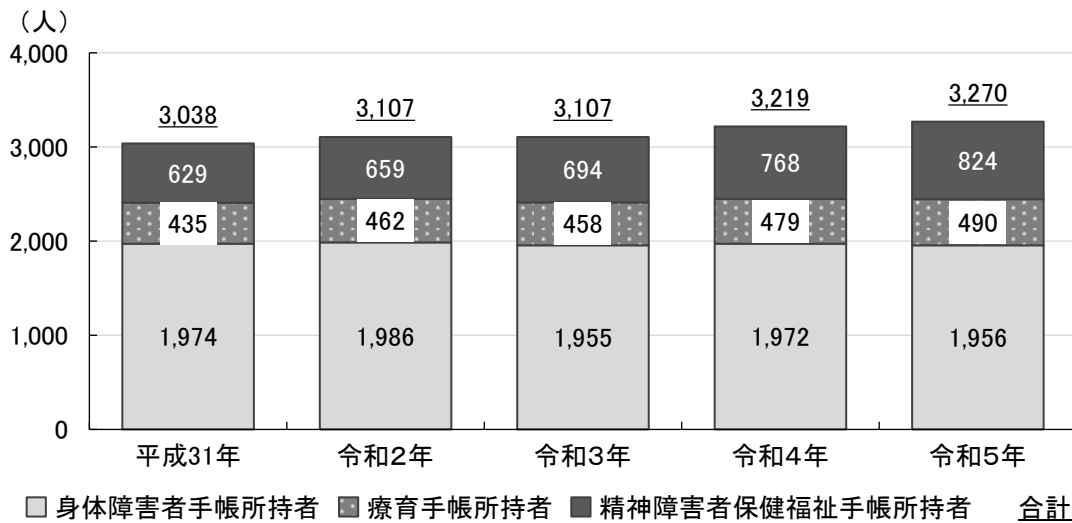
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

2 障害者手帳所持者数全体の推移

障害者手帳所持者数全体の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 31 年の 3,038 人から令和5年の 3,270 人へと 232 人の増加となっています。

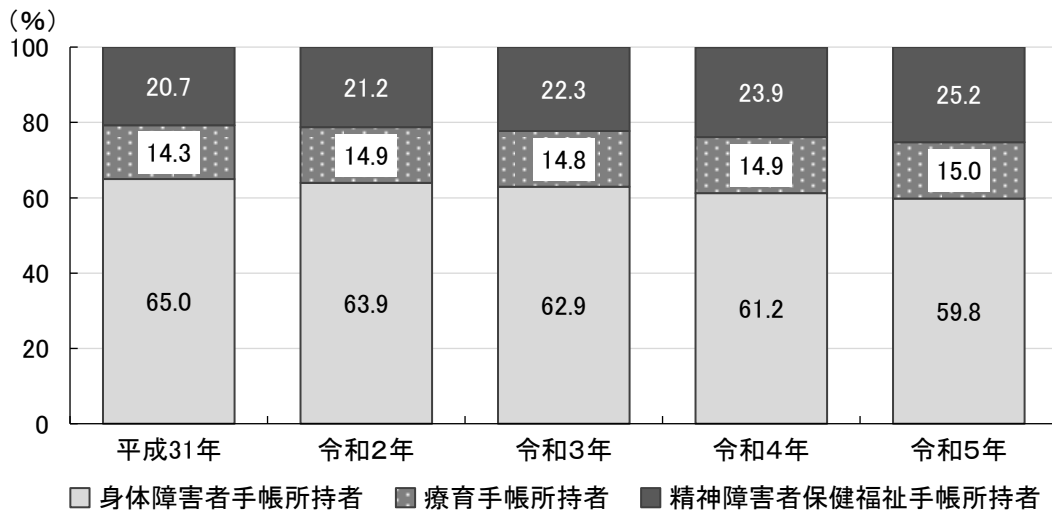
各種手帳所持者数を割合で見ると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【障害者手帳所持者の割合の推移】

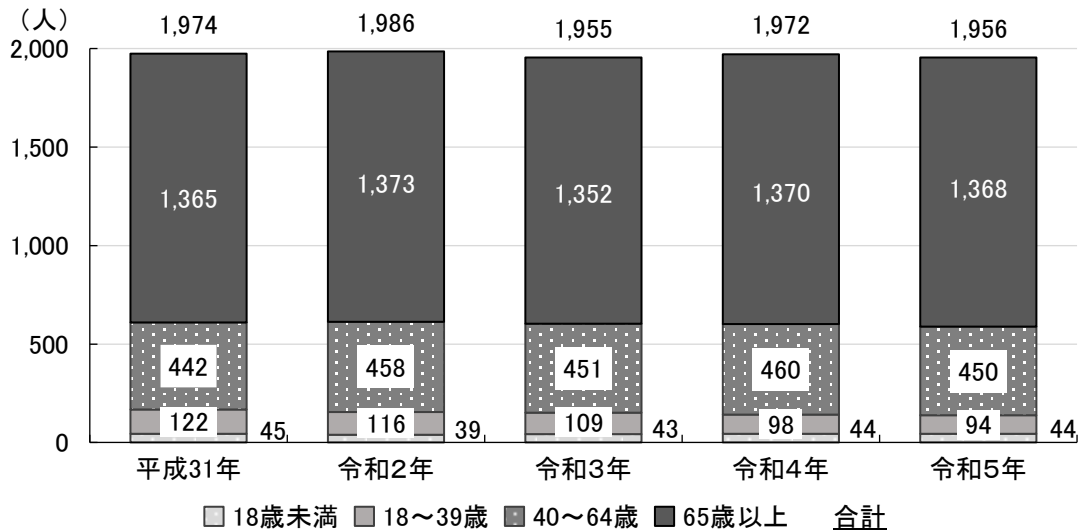


資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

3 身体に障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和5年時点では 1,956 人となっています。年齢別でみると、65 歳以上が占める割合が一番高くなっており、18～39 歳の手帳所持者数では、減少傾向がみられます。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【障がい種別・等級別 身体障害者手帳所持者の内訳】

単位:人

障がい種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
18歳未満	3	4	0	29	8
18～64歳	36	47	4	273	184
65歳以上	88	83	15	640	542
合計	127	134	19	942	734

単位:人

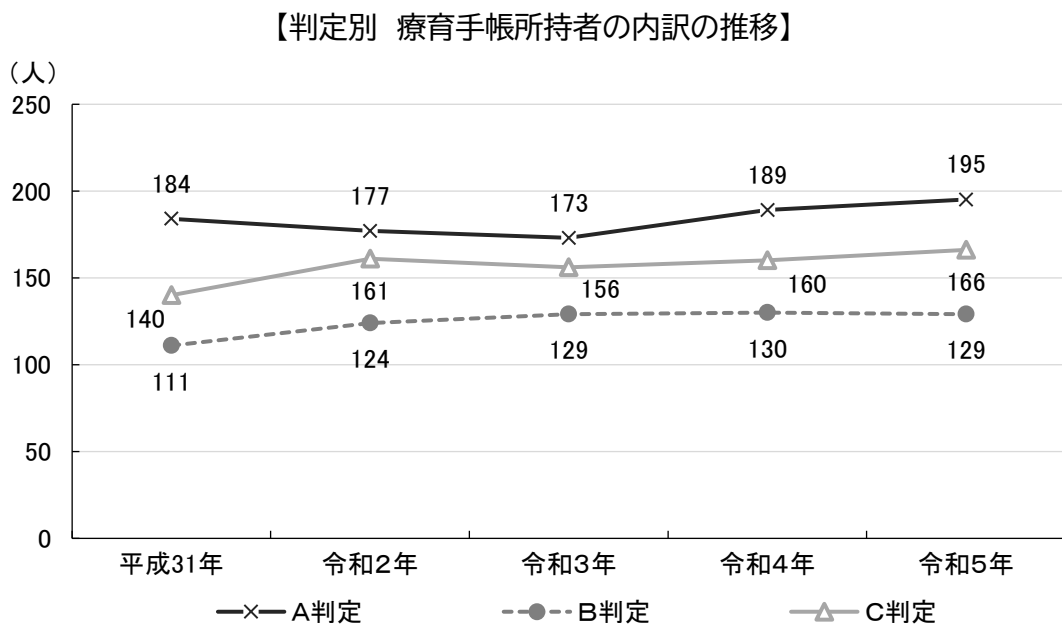
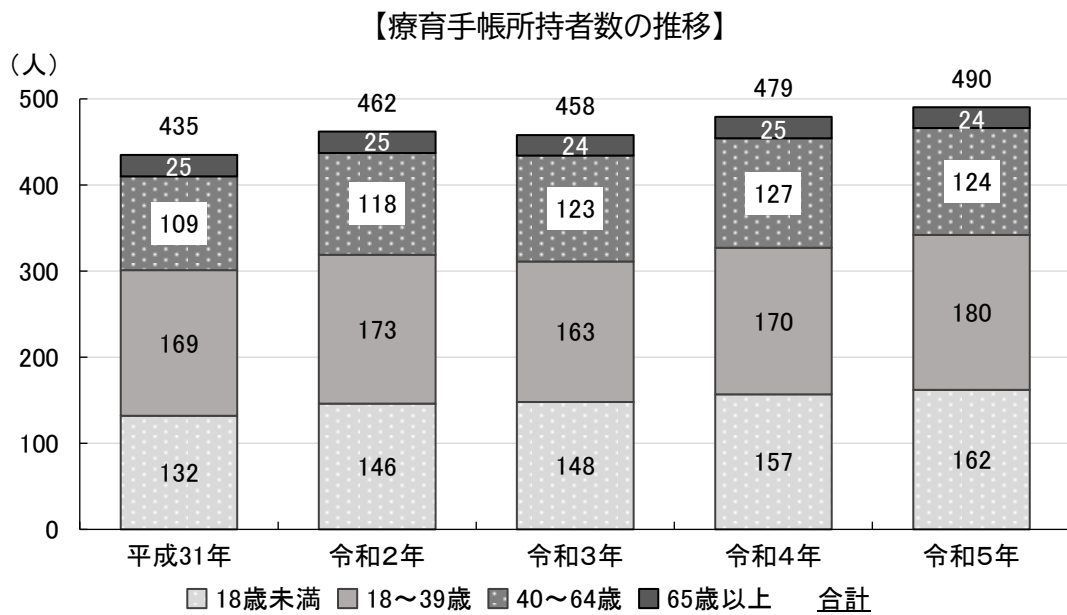
等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳未満	19	11	11	2	1	0
18～64歳	198	85	113	91	34	23
65歳以上	397	172	302	358	63	76
合計	614	268	426	451	98	99

資料:総合福祉保健システム(令和5年4月1日時点)

4 知的に障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年時点では490人となっています。年齢別でみると、18～39歳以上が占める割合が一番高くなっており、18歳未満の手帳所持者数に最も増加傾向がみられます。

判定別でみると、平成31年から令和5年まで継続して「A判定」が最も多く、令和5年では195人となっています。

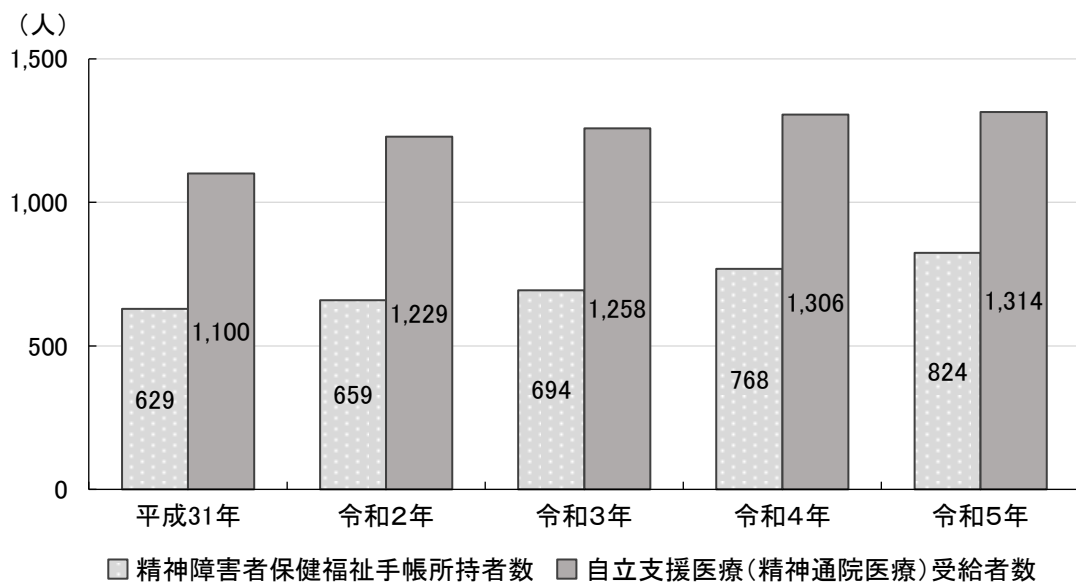


5 精神に障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年時点では 824 人となっています。

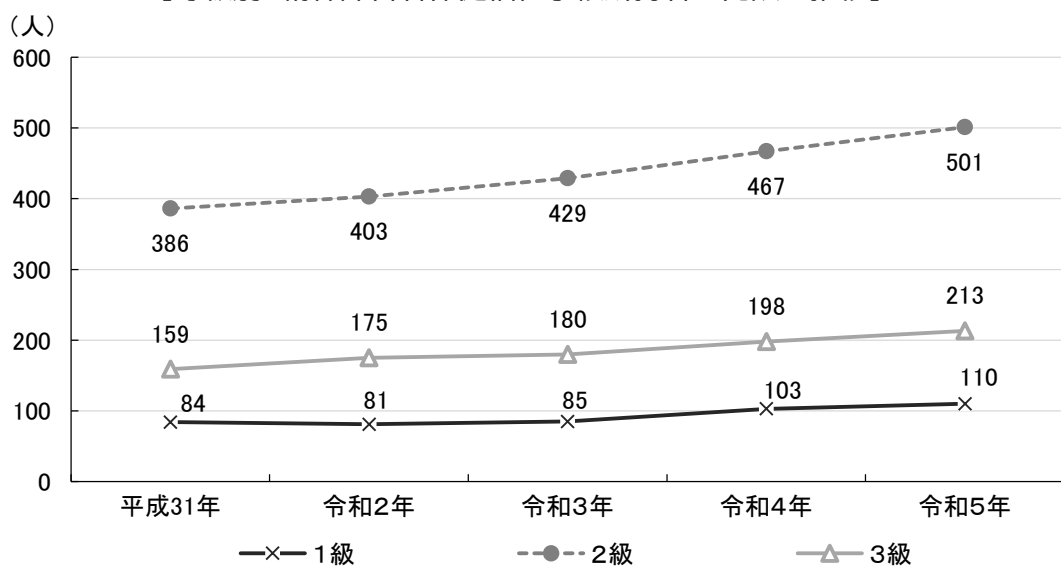
自立支援医療(精神通院医療)受給者数も同様に増加傾向にあり、令和5年時点では 1,314 人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】



資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳の推移】



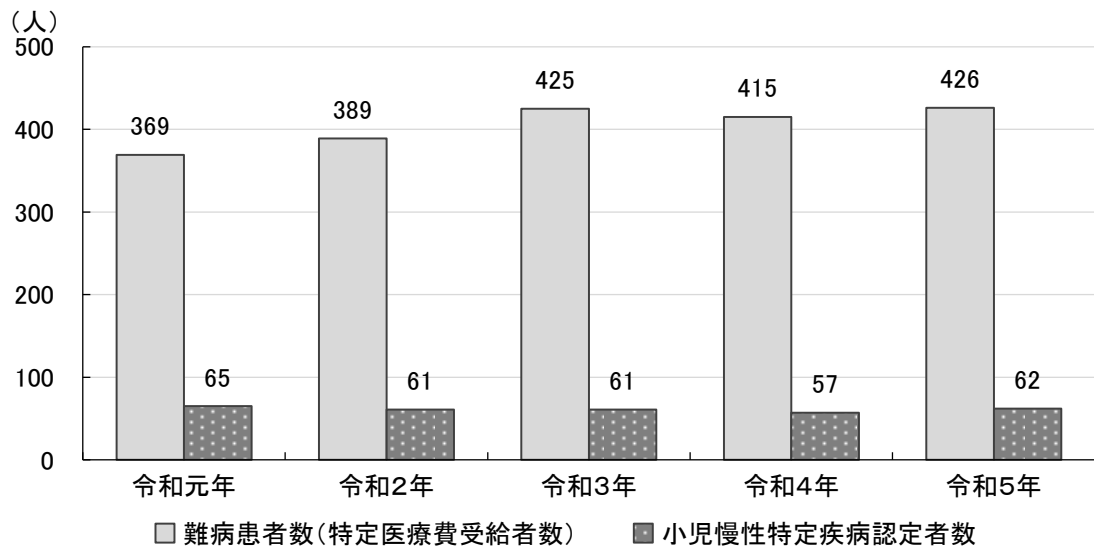
資料:総合福祉保健システム(各年4月1日時点)

6 難病等患者数

難病患者数(特定医療費受給者数)は、増減しつつも増加傾向で推移しており、令和5年時点で426人となっています。

小児慢性特定疾病認定者数も同様に、増減がみられますが、減少傾向で推移し、令和5年時点で62人となっています。

【難病患者数及び小児慢性特定疾病認定者数の推移】



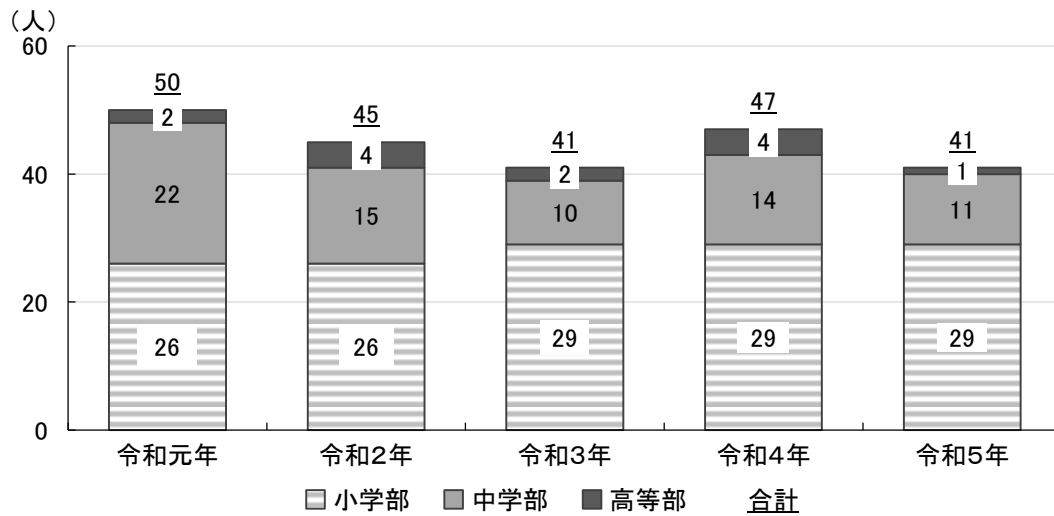
資料:清須保健所

7 障がいのある児童の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数は、増減しつつも横ばいで推移しており、令和5年時点で小学部が29人、中学部が11人、高等部が1人となっています。

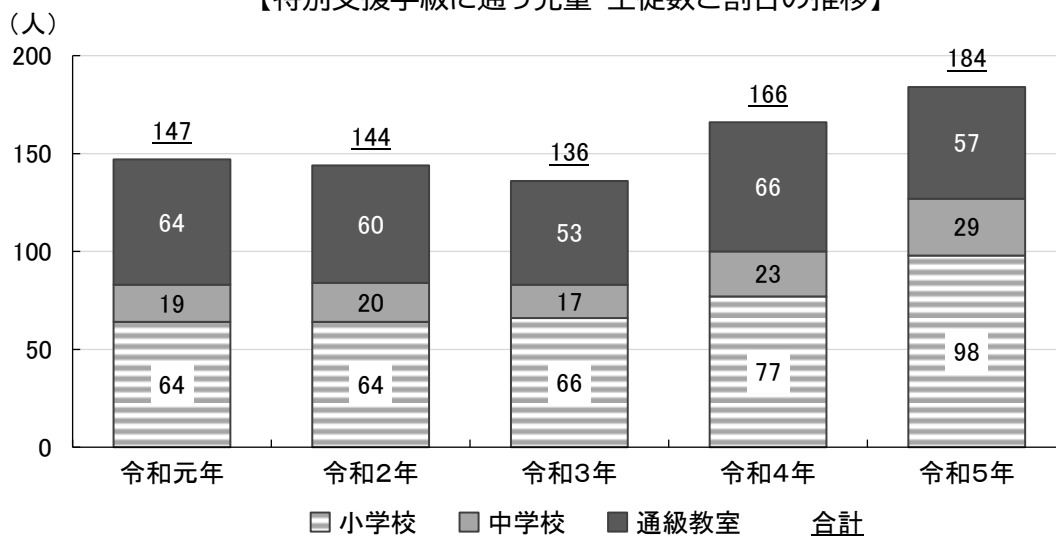
特別支援学級に通う児童・生徒は、増加傾向にあり、令和5年時点で小学校が98人、中学校が29人、通級学級が57人となっています。

【特別支援学校に通う児童・生徒数と割合の推移】



資料:清須市教育委員会(各年5月1日時点)

【特別支援学級に通う児童・生徒数と割合の推移】



資料:清須市教育委員会(各年5月1日時点)

2 障がいのある人へのアンケート調査

1 調査概要

本計画の策定にあたり、障害福祉に関する現状や課題、今後の意向を把握し計画策定に活かすため、障害者手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスなどを利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和5年8月22日～9月4日（調査基準日：令和5年8月1日）		
調査対象者	市内にお住いの障害者手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスなどを利用されている方		
調査票の配布・回収	郵送配付、郵送回収またはWEB回答		
配布数	3,312 件	回収数	1,494 件(回答率:45.1%)

2 グラフ等をみる際の留意点

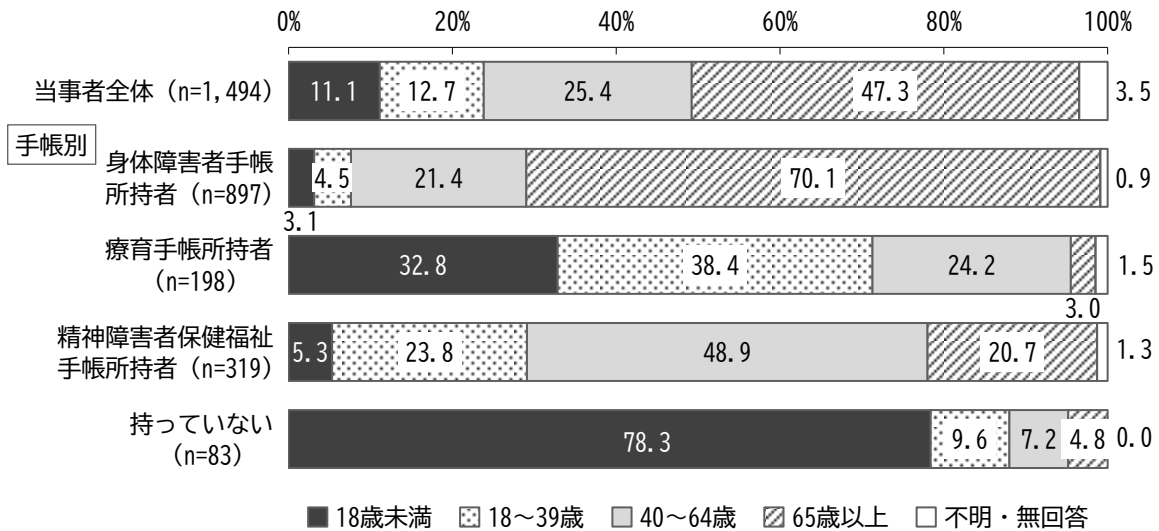
○図表中の「N数(number of case)」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。

○グラフの中の「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1 つだけに○をつけるもの)であっても合計が100.0%にならない場合があります。

○図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

3 調査結果

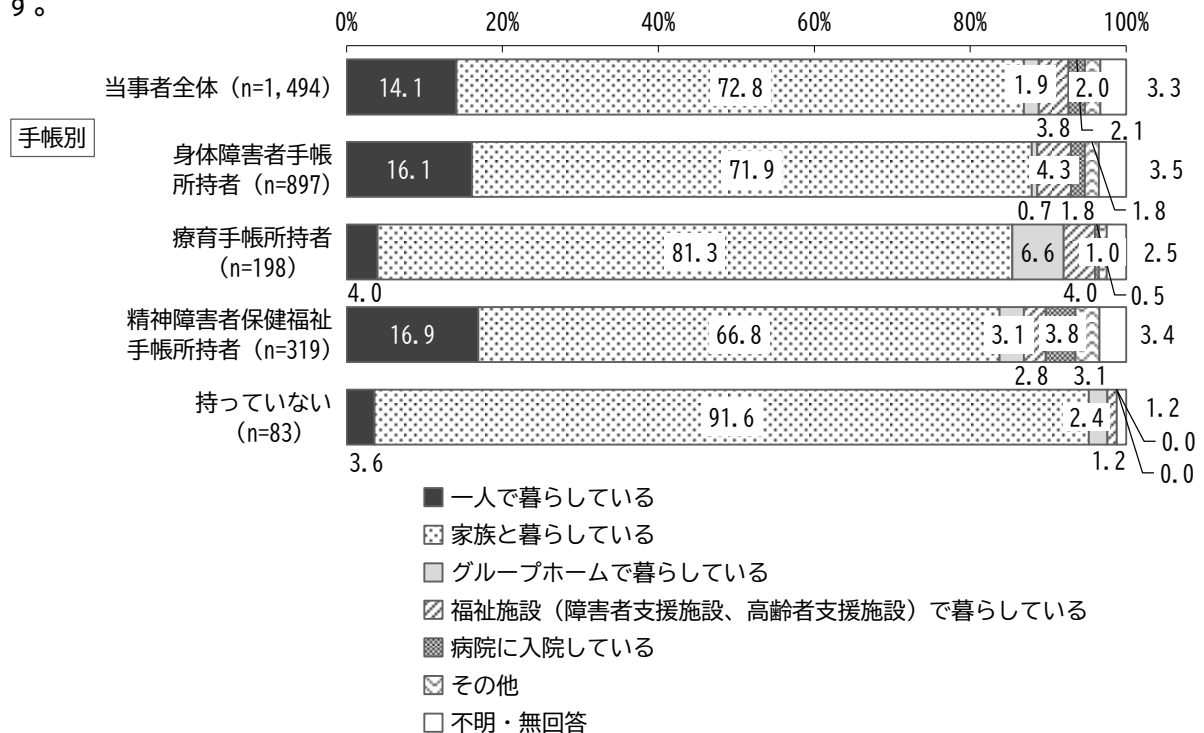
■ 調査対象者の障害者手帳別・年齢別の内訳



(1) 生活環境

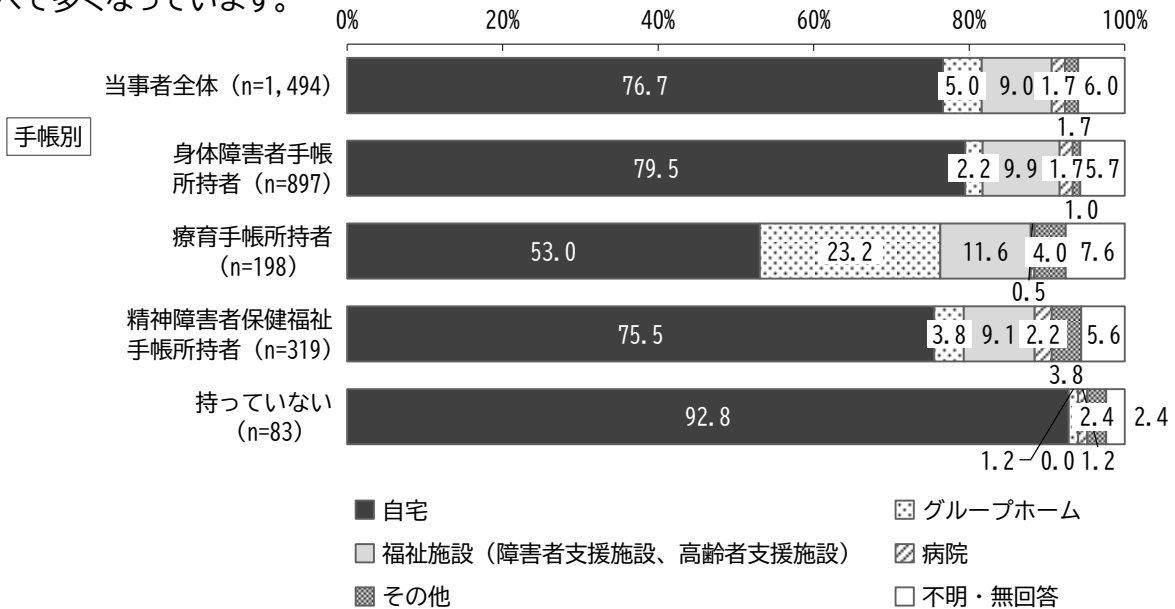
現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が72.8%と最も多くなっています。障がい別で見ると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約7割を占めています。



将来住みたい、暮らしたい生活の場

将来住みたい、暮らしたい生活の場については、「自宅」が76.7%と最も多くなっています。障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「自宅」が5割以上を占めています。また、療育手帳所持者においては「グループホーム」が23.2%となっており、その他の手帳所持者等に比べて多くなっています。



(2) 日常生活

平日の主な過ごし方

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が27.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が19.1%、「専業主婦(主夫)をしている」が8.7%となっています。

■平日の主な過ごし方(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	自宅で過ごしている(27.3%)	自宅で過ごしている(35.3%)	作業所等に通っている(就労継続支援A型・B型も含む)(27.8%)	自宅で過ごしている(24.8%)	一般の小・中学校、高等学校に通っている(53.0%)
2	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(19.1%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(18.4%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(16.7%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(24.1%)	こども園、幼稚園、保育所(園)、障害児通園施設等に通っている(20.5%)
3	専業主婦(主夫)をしている(8.7%)	専業主婦(主夫)をしている(11.6%)	一般の小・中学校、高等学校に通っている(12.1%)	作業所等に通っている(就労継続支援A型・B型も含む)(11.6%)	会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている(4.8%) 自宅で過ごしている(4.8%)

(3) 障がいのある人の支援

地域で生活するための支援

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が 46.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 36.4%、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が 35.6%となっています。

■地域で生活するための支援(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	経済的な負担の軽減(46.7%)	在宅で医療ケアなどが適切に受けられること(43.9%)	経済的な負担の軽減(50.0%)	経済的な負担の軽減(58.9%)	経済的な負担の軽減(63.9%)
2	必要な在宅サービスが適切に利用できること(36.4%)	経済的な負担の軽減(40.4%)	障がい者に適した住居の確保(48.5%)	相談対応等の充実(40.4%)	相談対応等の充実(53.0%)
3	緊急時の施設での受入れ体制の充実(35.6%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること(38.6%)	緊急時の施設での受入れ体制の充実(44.9%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること(32.3%)	生活訓練等の充実(37.3%)

障がいのある人への就労支援

障がいのある人への就労支援については、「職場の障がい者への理解」が 37.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚の障がいに対する理解」が 33.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 25.0%となっています。

■障がいのある人への就労支援(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	職場の障がい者への理解(37.8%)	職場の障がい者への理解(28.0%)	職場の障がい者への理解(54.0%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(51.4%)	職場の障がい者への理解(62.7%)
2	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(33.3%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(21.7%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(46.0%)	職場の障がい者への理解(50.8%)	職場の上司や同僚の障がいに対する理解(59.0%)
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮(25.0%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮(19.0%)	通勤手段の確保(32.8%) 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(32.8%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮(41.7%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(43.4%)

(4) 外出

外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「困った時にどうすればいいのかが心配」が 19.8%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が 19.6%、「外出にお金がかかる」が 15.7%となっています。

■外出する時に困ること(上位3位)

	全体(n=1,329)	身体障害者手帳所持者(n=787)	療育手帳所持者(n=184)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=292)	持っていない(n=82)
1	困った時にどうすればいいのかが心配(19.8%)	道路や駅に階段や段差が多い(26.7%)	困った時にどうすればいいのかが心配(43.5%)	外出にお金がかかる(33.6%)	困った時にどうすればいいのかが心配(39.0%)
2	道路や駅に階段や段差が多い(19.6%)	電車やバスの乗り降りが困難(15.0%)	周囲の目が気になる(19.6%)	発作など突然の身体の変化が心配(25.3%)	公共交通機関が少ない(又は、ない)(15.9%) 周囲の目が気になる(15.9%)
3	外出にお金がかかる(15.7%)	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)(14.6%)	電車やバスの乗り降りが困難(14.1%)	困った時にどうすればいいのかが心配(25.0%)	外出にお金がかかる(11.0%) その他(11.0%)

※月に1日以上外出すると答えた方のみ

(5) 現在の悩みや相談先

悩んでいること・相談したいこと

現在悩んでいることや相談したいことについては、「自分の健康や治療のこと」が 27.8%と最も多く、次いで「特にない」が 26.0%、「生活費など経済的なこと」が 22.8%となっています。

■悩んでいること・相談したいこと(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	自分の健康や治療のこと(27.8%)	特にない(30.0%)	緊急時や災害時のこと(25.3%)	生活費など経済的なこと(48.0%)	就学や進学のこと(54.2%)
2	特にない(26.0%)	自分の健康や治療のこと(25.5%)	特にない(23.2%)	自分の健康や治療のこと(46.7%)	特にない(21.7%)
3	生活費など経済的なこと(22.8%)	生活費など経済的なこと(17.2%)	自分の健康や治療のこと(19.7%)	仕事や就職のこと(31.7%)	仕事や就職のこと(18.1%)

悩みや困ったことの相談先

普段、悩んだことや困ったことの相談先については、「家族や親せき」が 63.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 22.2%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.4%となっています。

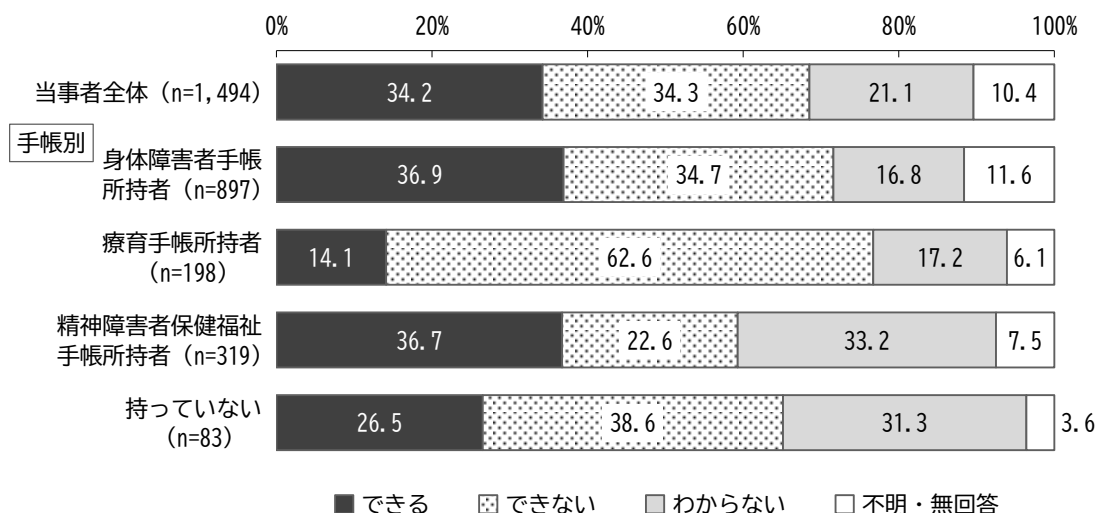
■悩みや困ったことの相談先(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	家族や親せき(63.7%)	家族や親せき(62.9%)	家族や親せき(67.2%)	家族や親せき(59.9%)	家族や親せき(75.9%)
2	友人・知人(22.2%)	友人・知人(22.6%)	ホームヘルパーなどサービス事業所の人(21.7%)	かかりつけの医師や看護師(34.2%)	学校などの教職員(26.5%)
3	かかりつけの医師や看護師(20.4%)	かかりつけの医師や看護師(18.5%)	かかりつけの医師や看護師(15.2%)	友人・知人(23.5%)	友人・知人(22.9%)

(6) 災害時の対応

災害が発生したとき一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が 34.3%と最も多く、次いで「できる」が 34.2%、「わからない」が 21.1%となっています。



災害時に困ること

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が 42.7%と最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が 41.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 36.8%となっています。

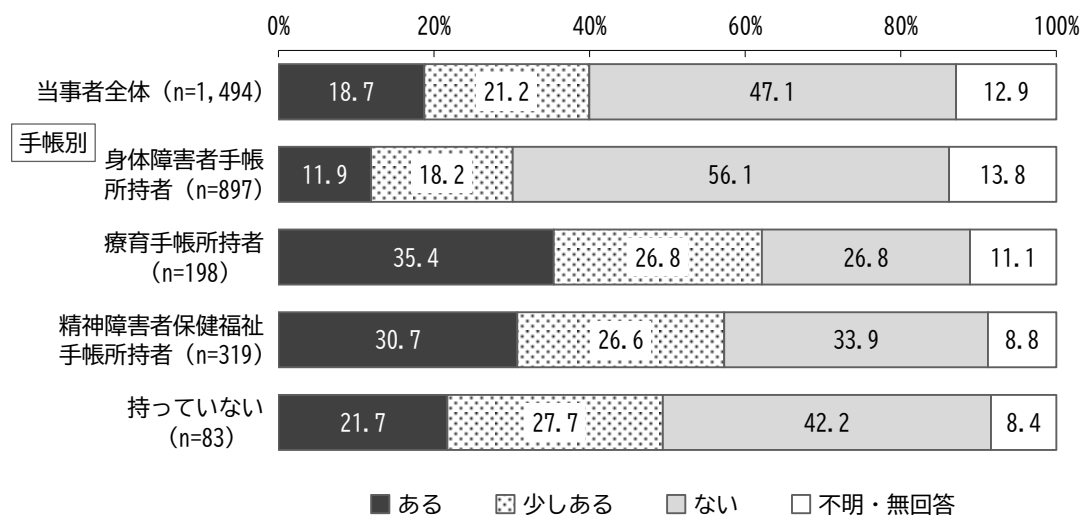
■災害時に困ること(上位3位)

	全体(n=1,494)	身体障害者手帳所持者(n=897)	療育手帳所持者(n=198)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=319)	持っていない(n=83)
1	投薬や治療が受けられない(42.7%)	投薬や治療が受けられない(44.1%)	安全なところまで、迅速に避難することができない(53.0%)	投薬や治療が受けられない(57.7%)	集団での生活が困難(パニックに陥るなど)(38.6%)
2	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(41.8%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(41.9%)	周囲とコミュニケーションがとれない(50.0%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(45.8%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(33.7%)
3	安全なところまで、迅速に避難することができない(36.8%)	安全なところまで、迅速に避難することができない(40.5%)	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安(47.0%)	集団での生活が困難(パニックに陥るなど)(42.0%)	安全なところまで、迅速に避難することができない(28.9%)

(7) 権利擁護・障がい者差別解消

障がいによる差別の経験

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについては、『ある(ある、少しある)』が 39.9%、「ない」が 47.1%となっています。



差別や嫌な思いをする(した)場面

差別や嫌な思いをする(した)場面については、「学校・仕事場」が 42.7%と最も多く、次いで「外出中」が 39.5%、「病院などの医療機関」が 19.1%となっています。

■差別や嫌な思いをする(した)場面(上位3位)

	全体 (n=597)	身体障害者手帳所持者 (n=270)	療育手帳所持者 (n=123)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (n=183)	持っていない (n=41)
1	学校・仕事場 (42.7%)	外出中(48.9%)	外出中(47.2%)	学校・仕事場 (51.4%)	学校・仕事場 (82.9%)
2	外出中(39.5%)	学校・仕事場 (30.0%)	学校・仕事場 (40.7%)	家族・知人・親せき(32.8%)	外出中(17.1%)
3	病院などの医療機関(19.1%)	病院などの医療機関(20.7%)	病院などの医療機関(20.3%) 余暇を楽しむとき (20.3%)	仕事を探るとき (30.6%)	家族・知人・親せき(14.6%)

※障がいがあることによる差別の経験がある方のみ

(8) 障害福祉サービス・福祉政策

サービスの利用で困っていること

障害福祉サービスの利用で困っていることについては、「特に困っていることはない」が42.5%と最も多く、次いで「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」が34.9%、「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」が23.6%となっています。

■サービスの利用で困っていること(上位3位)

	全体(n=656)	身体障害者手帳所持者(n=298)	療育手帳所持者(n=138)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=171)	持っていない(n=71)
1	特に困っていることはない(42.5%)	特に困っていることはない(51.7%)	特に困っていることはない(37.7%)	サービスに関する情報が少ない、入手しにくい(39.2%)	サービスに関する情報が少ない、入手しにくい(49.3%)
2	サービスに関する情報が少ない、入手しにくい(34.9%)	サービスに関する情報が少ない、入手しにくい(30.9%)	サービスに関する情報が少ない、入手しにくい(29.7%)	特に困っていることはない(34.5%)	特に困っていることはない(33.8%)
3	サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒(23.6%)	サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒(19.8%)	サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒(26.1%)	サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒(28.7%)	サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒(19.7%)

※不明・無回答を除く

(9) 介助者の方について

介助する上での悩みや問題

介助者が介助する上での悩みや問題については、「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が38.1%と最も多く、次いで「精神的に疲れる」が34.1%、「体力的にきつい」が23.6%となっています。

■介助する上での悩みや問題(上位3位)

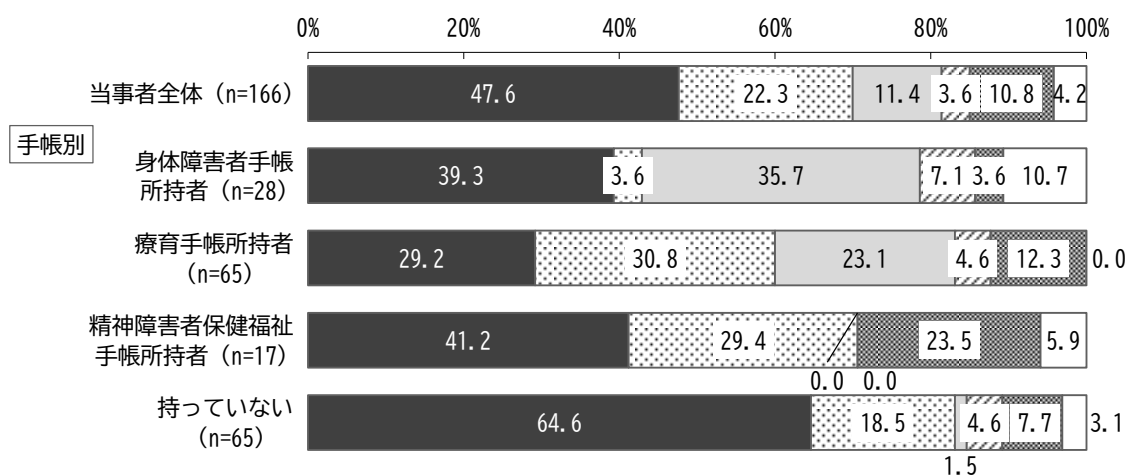
	全体(n=967)	身体障害者手帳所持者(n=550)	療育手帳所持者(n=171)	精神障害者保健福祉手帳所持者(n=192)	持っていない(n=72)
1	将来自分が介助できなくなることに対する不安(38.1%)	将来自分が介助できなくなることに対する不安(31.5%)	将来自分が介助できなくなることに対する不安(60.8%)	精神的に疲れる(45.3%)	将来自分が介助できなくなることに対する不安(44.4%) 精神的に疲れる(44.4%)
2	精神的に疲れる(34.1%)	精神的に疲れる(27.3%)	精神的に疲れる(42.7%)	将来自分が介助できなくなることに対する不安(42.7%)	特にない(23.6%)
3	体力的にきつい(23.6%)	体力的にきつい(24.2%)	体力的にきつい(31.6%)	他に介助者がいない(26.6%)	家事や他の家族の世話などが十分にできない(20.8%)

※介助者の回答があった方のみ

(10) 教育・就学について(障がい児)

就学環境の希望

就学環境の希望については、「地域の学校で、他の児童・生徒と同じ環境の中で障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 47.6%と最も多く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 22.3%、「特別支援学校で、障がいに応じた専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境」が 11.4%となっています。



- 地域の学校で、他の児童・生徒と同じ環境の中で障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境
- ▨ 地域の学校の特別支援学級で、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境
- 特別支援学校で、障がいに応じた専門的なサポートを受けながら教育を受けられる環境
- ▧ その他
- わからない
- 不明・無回答

※18歳未満の方のみ

3 関係団体・事業所ヒアリング

1 実施概要

本計画の策定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定に活かすため、障害福祉サービス等事業所及び障がい当事者団体や障がい児者の保護者団体などの障害福祉関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査期間	令和5年8月2日～8月31日
対象団体	5団体、26事業所
調査手法	○ヒアリングシートの配布、回収 ○一部関係団体は、シートに加えて対面での聞き取り実施

2 調査結果

(1) 団体活動について ※団体のみへの設問

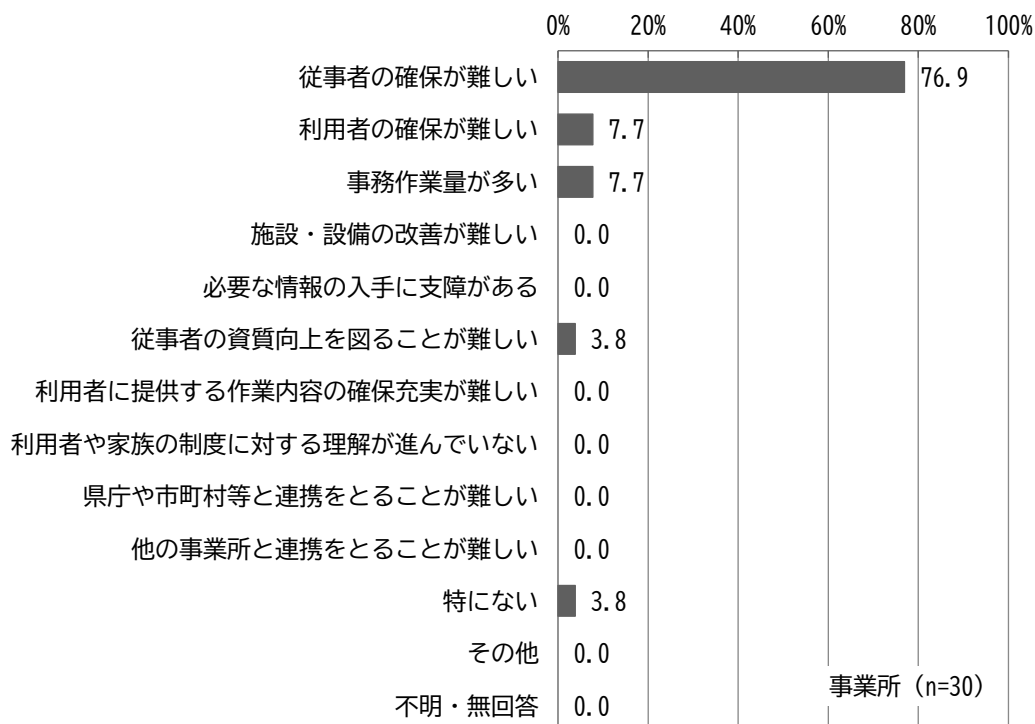
団体が活動するにあたっての現在の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーに世代などの偏りがある」がともに4件ずつと最も多く、次いで「活動がマンネリ化している」が2件となっています。ほとんどの団体において、新規メンバーの加入が少ないこと、世代に偏りがあることが課題となっています。

■現在の活動上の課題

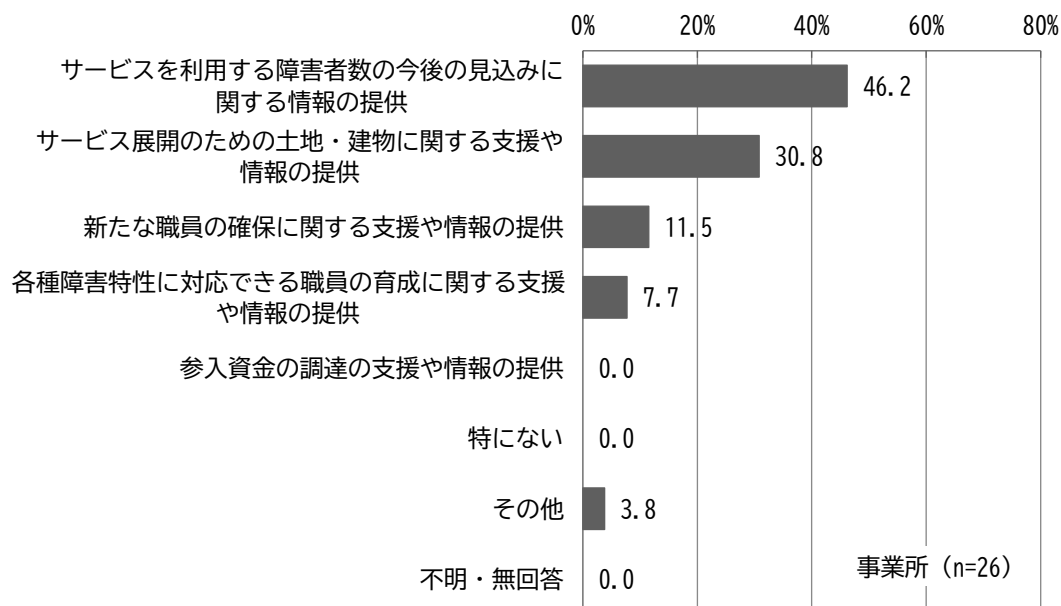
選択肢	件数
新規メンバーの加入が少ない	4件
メンバーに世代などの偏りがある	4件
活動がマンネリ化している	2件
役員のなり手がいない	1件
会議や活動の場所の確保に苦勞する	1件
他の団体と交流する機会が乏しい	1件

(2) 事業所の運営について ※事業所のみへの設問

事業所が、円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることは、「従事者の確保が難しい」が76.9%と最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」「事務作業量が多い」がそれぞれ7.7%となっています。現行計画から引き続き、人材の確保が多くの事業所の課題となっています。



今後、清須市における障害福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政として必要なことは、「サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供」が46.2%と最も高く、次いで「サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供」が30.8%、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が11.5%となっています。



(3) 重点的に取り組むべき課題や不足しているサービスについて

- ・グループホームやショートステイ、入所施設の不足が挙げられていますが、同時に職員の不足、資金面の負担の課題も挙げられており、行政への支援が求められています。
- ・その他のサービスについては、移動支援、相談支援、日中一時支援などが不足していると挙げられています。
- ・障がいのある人の就労支援については、安定した仕事がないため、企業や公共事業等から仕事を卸す仕組みづくりが求められています。
- ・障がい児支援については、加配や医療的ケア児の受け入れについてが課題として挙げられています。
- ・その他、障がいのある人やその家族の高齢化に伴う親亡きあとの心配などの意見もみられます。
- ・障がいのある人への差別や受け入れ拒否などから、安心して生活できない方もいるため、地域における理解促進が必要です。

(4) 分野別の課題、今後必要なサービスについて

【① 保健・医療について】

- ・高齢者宅へのケアマネ訪問の際の必要に応じた手話通訳の利用、精神疾患のあるサービス利用者の状況把握、自宅から相談・診療を受けられるサービスなどが求められており、他機関や他団体との連携が必要とされています。
- ・障がいのある子どもについて、早期発見・早期治療や、それぞれにあった保健指導、療育の質、発達相談の場の充実なども求められています。

【② 生活環境の整備・生活支援サービスについて】

- ・親亡きあを考えたグループホームの開設や、高校卒業後のサービスの充実が求められています。
- ・移動については、施設や駅などのバリアフリー化、あしがるバスの利用条件などの課題が挙げられています。

【③ 相談・情報提供について】

- ・相談事業所を始めとして、手話スタッフや相談員、専門員等が不足している状況があります。
- ・相談支援に関しては、相談員の専門性、相談時の対応、事業所間での情報交換、学校との連携不足などが課題として挙げられています。

【④ すまい・住宅の確保について】

- ・グループホームは増えつつあるものの、開設するための住宅の確保が困難であることが挙げられています。

【⑤ 雇用・就労について】

- ・就労支援については、どこにどのような仕事があるのかをサポートセンターで正しく把握しておくことや、企業への障がい者雇用の働きかけ、一般企業との連携などが求められています。
- ・障がいのある人の雇用環境については、再雇用の仕組みの構築や、賃金の見直し、交通手段の少なさなどが課題として挙げられています。
- ・また、障がいのある方の一般就労の少なさも課題として挙げられており、一般就労に向けた支援・環境整備も求められています。

【⑥ まちづくり・災害時の支援について】

- ・まちづくりについて、あしがるバスのルートや時刻の見直し、屋根付きの障がい者用駐車場の増設などが求められています。
- ・災害時の支援について、避難所での障がいのある人の受け入れ、支援が必要な方の要援護者登録の必要性、障がいのある方の避難所での情報取得方法が問題視されており、日ごろからの防災訓練が重要といった意見もみられます。

【⑦ 障がいへの理解と交流について】

- ・障がいへの理解については、学校内での福祉実践教室やインクルーシブ教育、支援学級と通常学級との交流などを通じた小中学生、高校生への理解を高める場や、町内での清掃活動や行事、学生ボランティアの受け入れなどによる地域での理解促進が求められています。
- ・また、教育現場の体制として、先生たちの障がいへの理解や、保育園の加配制度、小中学校の特別支援教育支援員設置などが課題として挙げられています。

【⑧ 教育・保育について】

- ・充実してきたという声も挙がっていますが、一方で医療的ケア児の支援や、一人ひとりに合った療育、加配職員、図書館司書の配置などが求められています。
- ・支援のための費用、教育現場での障がい理解や専門性などが課題として挙げられています。

【⑨ 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術活動)について】

- ・現状では、防災学習会やデフリンピックなどの活動を行っている団体があり、既存の活動の周知・啓発・参加促進が求められています。
- ・障がいに関わらず受け入れ可能な活動と、広報等での積極的な募集案内、ピアサポートの促進や、はるひ美術館との協働発信、スペシャルオリンピックスの活動への参加機会の創出などが求められています。

【⑩ 地域福祉の推進について】

- ・地域福祉の推進にむけて、市と関係団体、関係団体同士の連携が必要です。
- ・障がいのある方やその家族と団体の交流の場、福祉ボランティア団体の活動内容を紹介する冊子の作成・配布などを求める声も挙がっています。

4 市民ワークショップ

1 実施概要

(1) ワークショップの目的

市民ワークショップは、本計画の策定にあたり、清須市の一般市民・当事者両方の視点から障がいのある人の現状と課題を明確にし、全ての人と一緒に支えあいながら暮らすことのできるまちづくりのための、地域での具体的な取り組みアイデアを立案することを目的に実施しました。

(2) 市民ワークショップの概要

日時・場所	○令和5年9月21日(木) ○9:00~11:00 ○清須市役所
テーマ	○清須市の障害福祉に関して「良いところ」と「困りごと」 ○「困りごと」を解決するための具体的な取り組み
参加者	11人

(3) ワークショップの進め方

ワークショップは、以下の手順で、2つのステップに分けて意見交換を行いました。

STEP1	○参加者の方が普段の生活や活動の中で感じている、障がいに関して、まちの「良いところ」と「困りごと」をリストアップする ○リストアップした項目をカテゴリ分けする
STEP2	○STEP1で分けたカテゴリに対して、それぞれ「良いところ」を踏まえた上で「困りごと」を改善するために具体的に必要な取り組みを考える

2 結果

各グループでの話し合った「良いところ」と「困りごと」、「改善のために具体的に必要な取り組み」の結果は以下の通りです。グループ同士の意見共有の際に、同意が多かった意見については、網掛けをしています。

【A グループ】

ボランティア	良いところ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループが発達している ・手話通訳などがつくイベントが少しずつ増えている ・ボランティア主催のイベント講演会有一些ある ・障がい者がイベントにボランティアとして参加している ・親仲間のつながりがある 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの幅広い周知(紙ではなく駅などのデジタルサイネージ) ・ボランティアの力を活かして行政と一緒にイベントを実施し、啓発する ・ボランティアの支援として全て任せず、人やお金を支援してもらえよう要望する ・障がいのある方も積極的に参加できる環境づくりをする ・市も巻き込むように、もっと活発に活動する 	
児童	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する事業所が増えた ・児童施設が増えた ・支援学級の受け入れ数が増えた ・福祉サービス事業所の送迎 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園に加配がない ・特別支援学校が遠い(知的) ・障がい児の就園就学相談の窓口がわからない ・こどもの相談窓口がわからない
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の養成 ・地域で障がい児が育てられるよう、公立保育園が積極的に受け入れる ・児童発達支援センターをつくり、気軽に身近で相談できるようにする ・相談窓口を周知する ・学校教育において発達障がいの子のみならず、グレーゾーンの子どもにも対策をする ・市の教育相談センターをつくる ・市立の特別支援学校をつくる 	

市とボランティアの連携	困りごと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知医療短大との連携体制 ・災害時の支援についての認識不足 ・福祉避難所があるがすぐに行くことができない ・支援者名簿を町内会のみならず、心身障会にも知らせてほしい ・8050の障がい者のいる家庭への支援が不足している 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
施設サービス	困りごと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が安心して遊べる場が少ない ・総合福祉センターの子ども遊び場が、閉鎖されているに等しい状態 ・重度の方のグループホームがない ・就労支援 A 型が突然なくなった ・障がい児に関する市役所窓口が、子育て課と福祉課に分かれている ・強度行動障がいに対応できるグループホーム、入所施設がない ・行動援護の事業所がない ・足りていない障害福祉サービスがある(児発センターや移動支援) ・軽い障がいの方の対応・年金などの支援がない 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
バリアフリー	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが多く設置されてきた ・市営のところには障がい者のパーキングがある ・名鉄電車が協力的(須ヶ口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトトイレ設置でのお湯の使用ができない場所がある ・新清洲駅がバリアフリーでない ・駅など電車遅延があったときの電光掲示板がない ・車いすでの走行時の避難経路
	改善のために具体的に必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー(特にトイレ) ・清洲駅のリニューアル化 ・電車遅延などの電子案内(英語、中国語) 		

人材育成、啓発	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への理解がある ・福祉実践教育の積極的な実施 ・障がい者に対する理解が少しずつ高まっている ・成年後見センターができた 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話のできる人が少ない ・ヘルプマークについて小中学校での福祉実践教育 ・医療関係者の障がいに対する理解が足りない ・支援員が少ない ・老人施設等で聞こえない人を受け入れる体制の整備が不十分 ・聴覚障がい者専用の介護施設がない ・手話通訳のできる介護職員の養成 ・ヘルプマークの啓発が少ない
	改善のために具体的に必要な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学進学後に不登校が増えないよう、発達障がいなどを調べる対策をする ・ヘルパー資格の条件等、介護施設職員へ教育する ・ヘルプマークなどについて、駅・電車内の電子案内板で周知する ・駅などにデジタルサイネージで周知する ・防災訓練に障がい者が参加できるよう、地域の人々の理解のための啓発に取り組む ・小中学生に対する福祉教育に知的・発達障がいの内容を充実させる ・手話言語条例を制定する 		

【B グループ】

福祉サービス	困りごと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所が少ない ・福祉サービスの情報が少ない ・グループホームがない ・支援団体の情報が届きにくい ・毎日の通訳設置の時間が不明確 ・事業所の質 ・ショートステイ利用の際、作業所や介護事業所のヘルパーではなく、家族のつきそいが必ず必要なこと ・要約筆記の派遣の際、パソコン、プロジェクターを市が貸し出していないため、県センターへ取りに行っている 	
	改善のために具体的に必要な取り組み	
学校	困りごと	
	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット学習が少しずつ進んでいる ・一人ひとりに合わせた指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚過敏、HSCなどでクラスにいることが苦しい子どもが、安心できる場所・時間の確保が難しい ・不登校だと通知表が「1」になる学校がある ・宿題が一般向けと同じ(漢字を何回も書くなど) ・かかわりが良くない学校がある ・生まれつきの困難さは子ども自身で気づきにくい、先生の負担が大きく学ぶ時間がない ・教育の場での知識が少ない
改善のために具体的に必要な取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校と福祉事業所との会議・交流機会 ・図書館の活用 ・職員を増やし、給料を上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助員を増やす(特別支援員など) ・タブレットでの自宅学習 ・一人ひとりに合わせた塾 	

行政	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳設置の日にちが前より増えた ・相談支援の努力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン使用で助成金を1年分まとめて申告できるようにしてほしい ・登録(ダウンロード)して利用する防災情報が分かりにくい ・行政の対応、障がい者への理解 ・避難所での情報が声か音であること ・いつ訪れても情報がある環境がほしい ・PC 要約筆記があると良い ・低年齢からの福祉教育の不足
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実(とくに中高生の保護者の相談先が少ない) ・市民参加型の講演に手話通訳、PC 通訳をつける ・行政による他市の視察 ・ペアレントメーター、ペアレントトレーニングの充実 ・避難所に見える情報・コミュニケーション支援ボードの設置 	
市民	良いところ	困りごと
	<ul style="list-style-type: none"> ・関わろうという思いのある人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の機会が少ない ・他の団体との交流がない ・行動に起こしづらい
	改善のために具体的に必要な取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりに合わせた塾 ・ボランティア団体の認定条件を決める ・自ら動く ・行政が市民団体の情報を把握する ・3歳児健診で、サービスや団体の紹介の場を設置 ・市民へのワークショップを土日に開催する 	

第 3 章

基本方針と基本目標

1 基本理念

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあう共生社会の実現を推進するため、「障がいのある人もない人も、ともに育み支え合う地域社会の実現」を清須市障害者基本計画の基本理念としてきました。

本計画では、前期計画を踏まえた上で、地域でともに支えあって暮らす共生社会の実現をより具体的に推進していくため、「障がいのある人もない人も、地域でともに育み支えあう共生社会の実現」を基本理念とします。

この基本理念に基づいて、3つの横断的な基本方針、11個の基本目標を定め、各分野の施策を展開していきます。また、障害福祉計画・障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき、7つの基本方針を定め、障害福祉サービス等を展開します。

— 基本理念 —

障がいのある人もない人も、
地域でともに育み支えあう共生社会の実現

2 基本方針

1 障害者計画の基本方針

第4期清須市障害者計画では、基本理念の実現のため、各分野に共通する横断的な考え方として「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく3つの基本方針を定めます。

基本方針1

地域での理解

障がいのある人に対するあらゆる差別を解消し、理解促進・配慮を充実します

基本方針2

地域での共生

障がいのある人もない人も支えあう共生のまちづくりを推進します

基本方針3

地域での安心

それぞれの障がい特性等に配慮しながら、障がいのある人が安心して暮らせる総合的かつ分野横断的な地域での支援体制づくりを推進します

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画では、障害者計画との整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づき、計画の推進を図ります。

基本方針1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

基本方針2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることの周知を図ります。また、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっていることを踏まえ、今後も周知を図りつつ、支援を明確化し、専門機関の意見を踏まえた計画策定を行います。

基本方針3 施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、適切に意思決定支援を行いつつ、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

基本方針4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などに取り組むとともに、地域の実態を踏まえながら包括的支援体制の構築を推進します。

基本方針5 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

また、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児について、各関連分野が協働する包括的な支援体制のもと、支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

基本方針6 障害福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等による人材の確保・定着を行うとともに、職場におけるハラスメント対策、事務負担の軽減、業務の効率化を推進します。

基本方針7 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指し、多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用を計画的に推進します。

3

基本目標

本市の第4期清須市障害者計画・第7期清須市障害福祉計画・第3期清須市障害児福祉計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、次の11個の基本目標を設定します。

基本目標1 啓発・理解促進

施策の方向性

障がいのある人もない人も、お互いの個性を尊重し、支えあう住みよいまちづくりを進めていくため、広報などで啓発活動や幼い頃からの福祉教育を促進します。

基本目標2 差別の解消と権利擁護

施策の方向性

障害者差別解消法の広報・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。また、権利擁護のための障害者虐待防止法の広報・啓発や虐待防止及び養護者に対する支援、成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知と利用を促進します。

基本目標3 生活環境の整備

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、グループホームの確保や公共施設・道路・公共交通機関でのバリアフリー化、移動支援など、障がいのある人に配慮あるまちづくりを推進します。

基本目標4 情報アクセシビリティの向上

施策の方向性

障がいのある人が情報の取得や意思疎通を円滑に行うことができ、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、情報提供の充実を図り、多様な媒体による発信やコミュニケーションツールの充実、意思疎通支援の人材育成を行います。

基本目標5 防災・防犯

施策の方向性

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすためには、防災・防犯対策が重要です。防災については、地域防災計画や避難行動要支援者避難支援プランに基づいて、災害時の地域における体制づくりを進めていきます。

基本目標6 地域交流

施策の方向性

市民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、関係団体などへの支援を通して地域交流や地域活動を活性化し、障がいのある人を支えるネットワークづくりを進めていきます。

基本目標7 生活支援

施策の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいの特性や状態に応じた障害福祉サービスや障害児通所支援サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。また、障がいのある人に切れ目のない支援を提供できるよう、障がいのある本人やその家族への相談支援などの充実を図ります。

基本目標8 保健・医療

施策の方向性

障がいのある人の高齢化や重度化を見据えて、保健・医療サービスの充実を進めていきます。また、入所、入院中の障がいのある人が安心して地域での生活に移行し、暮らすことができる環境整備を進めていきます。

基本目標9 療育・保育・教育

施策の方向性

障がいの早期発見のために、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図ります。また、妊娠期から学齢期までの各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開していきます。日常的に医療的ケアを必要とする子どもやその家族については、ニーズの把握に努め、適切な支援に取り組んでいきます。

基本目標10 就労

施策の方向性

障がいのある人がその適性や能力に応じた就労をし、地域で自立した生活を送ることは障がいのある人自身の生きがいに繋がります。障がいの特性や状態を踏まえて、その人に合った就労ができるように、就労環境づくりを進めると同時に、情報提供を行っていきます。

基本目標11 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動

施策の方向性

生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動によって、障がいのある人の生活の充実、生きがいに繋げるため、障がいのある人が生涯学習やスポーツなどへの参加しやすい環境づくりを進めていきます。

4

計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性	
1 地域での理解	1 啓発・理解促進	① 啓発と情報発信 ② 福祉教育の推進	
	2 差別の解消と権利擁護	① 差別解消の基盤 ② 虐待防止 ③ 権利擁護	
	3 生活環境の整備	① 住まい ② 公共施設等のバリアフリー ③ 移動	
	4 情報アクセシビリティの向上	① 情報バリアフリー ② 支援人材の確保・充実	
	5 防災・防犯	① 防災 ② 防犯	
	6 地域交流	① 交流促進 ② ボランティア等支援人材育成 ③ 当事者団体活動支援	
	2 地域での共生	7 生活支援	① 相談 ② 障害福祉サービス等の充実 ③ 対象別の支援 ④ 各種経済支援の充実
		8 保健・医療	① 健康づくり ② 医療にかかりやすくする支援 ③ リハビリ
	3 地域での安心	9 療育・保育・教育	① 療育 ② 保育 ③ 教育 ④ 医療的ケア児
		10 就労	① 民間への働きかけ ② 福祉的就労
		11 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動	① 生涯学習 ② スポーツ ③ 文化・芸術


第 4 章


障害福祉施策の展開 (第4期清須市障害者計画)

1 啓発・理解促進

1-1 啓発と情報発信

 現状と課題

 今後の方向性

 主な取り組み

取り組み名	内容	担当課
①		
②		

第 5 章

障害福祉サービスの提供体制

(第7期清須市障害福祉計画・
第3期清須市障害児福祉計画)

1

障害福祉計画の成果目標

令和8年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設置しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】 令和4年度末の施設入所者数： 人、地域移行者数： 人				
項目	目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設入所者数	34人	人	人	人
地域移行者数	3人	人	人	人
(各年度末時点)				
《成果目標》				
国の基本指針				
項目	現行	改正内容		
福祉施設から地域生活への移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行		
施設入所者数の削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減		



■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標

項目		数値
令和4年度末時点の入所者数(A)		人
令和8年度末の入所数見込		人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数(B)	人
	移行率(B/A)	%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数(C)	人
	削減率(C/A)	%

2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

4 障害児福祉計画の成果目標

5 障害児支援事業の見込量と確保の方策

第 6 章
計画の推進体制

1 計画の推進にあたって

2 計画の推進体制の整備

3 計画の達成状況の点検・評価

資料編

1 計画策定の経緯

2 清須市保健福祉策定委員会設置要綱・名簿

3 パブリックコメントの結果

4 用語解説
